令和 7 年度厚生労働行政推進調査事業費
（地域医療基盤開発推進研究事業）
総括研究報告書

身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究

研究代表者　山縣　然太朗（国立成育医療研究センター　成育こどもシンクタンク）

研究要旨

本研究は、身寄りのない人や意思決定困難な人に対する医療同意の実態と課題を明らかにし、今後の支援のあり方を検討することを目的とした。高齢者等終身サポート事業者へのヒアリング調査、患者の「事前指示」の有効性について争われた裁判例の調査、国内外の ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、Advance Directive（事前指示）の法的基盤に関する文献検討を行った。その結果、医療同意権の帰属を巡る制度論のみでは現場課題に十分対応できず、実際には事業者、医療機関、家族等、支援者が曖昧な役割分担の中で意思決定支援を担っている実態が示された。また、本人意思の尊重には、継続的対話、共同意思決定、多職種連携、臨床倫理支援が重要であり、意向表明文書は価値観共有を支える媒介として位置づける必要性が示唆された。

平成 29 年度に本研究班が取りまとめた「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」では、医療同意は一身専属的な行為であることを前提とし、本人意思の尊重を基盤とした意思決定支援の原則が示されている。また、本人意思の尊重を基本として、家族等および医療従事者に求められる役割についても整理されている。本研究結果は、こうしたガイドラインの方向性と整合するものであった。今後は、ガイドラインの実践を支える裁判例・事例集等を整備し、法的論点と支援実践に関する知見を蓄積・共有していくことが重要である。

班員・担当者一覧

	氏名	所属	職名
研究代表者	山縣 然太朗	国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク	副所長
研究分担者	田宮 菜奈子	筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野	教授
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野	教授
	橋本 有生	早稲田大学法学学術院	教授
	熊田 均	熊田法律事務所	所長弁護士
	山﨑 さやか	健康科学大学看護学部看護学科	講師
研究協力者	山下 陽子	今池法律事務所	弁護士
	木矢 幸孝	東京大学医科学研究所公共政策研究分野	助教
	村上 文子	東京大学大学院学際情報学府文化・人間情報学コース	修士課程

A．研究目的

本研究は、身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態と課題を明らかにし、適切な支援の在り方を検討することを目的とした。具体的には、高齢者等終身サポート事業者による医療に係る意向表明文書の運用実態を把握するとともに、国内外における Advance Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング、以下 ACP）および Advance Directive（事前指示、以下 AD）の制度・法的基盤を整理し、さらに患者の事前指示や DNAR を巡る裁判例を分析することで、身寄りのない人に対する医療同意に資する知見を得ることを目的とした。

B．研究方法

１．　高齢者等終身サポート事業者を対象としたヒアリング調査を実施した。令和 6 年度 10 事業者、令和 7 年度 13 事業者の計 23 事業者に対し、医療に係る意向表明文書の作成支援、医療機関との連携、医療同意への対応等について半構造化面接を行い、逐語録を作成して分析した。

２．患者の事前指示や DNAR（Do Not Attempt Resuscitation；心肺蘇生を試みないことの事前指示）に関連して医療側の責任が争われた裁判例について、判例検索システム、判例集、医療判例雑誌等を用いて調査・分析した。

３．国内外の ACP および AD の法的基盤に関する文献検討を行った。PubMed および Google Scholar を用いて過去 10 年間の英語で掲載された査読付き論文を検索し、50 件を選定して分析した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会（受付番号 2024-088）および、研究 1 については東京大学医科学研究所倫理審査委員会（承認番号 2024-75-0116）の承認を得て実施した。

C．研究結果

研究の結果、身寄りのない人や意思決定が困難な人に対する医療同意には、制度・実践・法解釈の各側面で複数の課題が明らかとなった。

ヒアリング調査では、医療機関から高齢者等終身サポート事業者に対して、医療同意書への署名代行や家族連絡を求める実態が確認された。また、意向表明文書の公正証書化や文書作成時期、本人の判断能力評価、関係者との対話過程など、多様な実践が存在していた。

判例研究では、終末期医療に関する裁判において、医療行為そのものよりも、患者意思確認、説明、家族との対話、記録等の意思決定プロセスが法的評価対象となっていた。DNAR や生命維持治療の差し控え・終了についても、結果責任からプロセス責任への移行が示唆された。

文献検討では、諸外国において ACP・AD の制度整備は進んでいるものの、実践には社会経済的・文化的格差が存在し、法制度のみでは本人意思の尊重は十分に実現されないことが示された。また、ACP は固定的文書ではなく継続的対話プロセスとして位置づけられていた。

D．考察

本研究から、身寄りのない人や意思決定困難者への医療同意においては、医療同意権の帰属を巡る制度論のみでは十分に対応できないことが示唆された。現場では、事業者、医療機関、家族、支援者が曖昧な役割分担の中で意思決定支援を担っており、その結果として署名代行や代理判断といった実務上の課題が生じていた。

また、諸外国の ACP 実践や国内判例の検討から、本人意思の尊重は法制度のみで実現されるものではなく、継続的対話、共同意思決定(SDM)、臨床倫理支援、多職種連携によって支えられることが示された。特に、意向表明文書は単なる法的文書ではなく、本人の価値観を関係者間で共有するための媒介として機能することが求められる。さらに、身寄りのない人への支援では、家族機能を代替する地域支援や第三者支援の位置づけを明確化し、医療・福祉・法律を横断した支援体制を構築する必要がある。

加えて、本研究で整理した裁判例から、終末期医療や意思決定支援においては、医療行為の結果そのものよりも、説明、対話、記録、合意形成といったプロセスが法的評価の対象となりつつあることが示された。

本研究結果は、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」および事例集が示す、本人意思の尊重、多職種協働、関係者間の合意形成を重視した意思決定支援の考え方と一致していた。特に、医療同意権の形式的整理ではなく、継続的対話や支援プロセスを通じて本人の価値観を共有しながら支援を行う必要性が示された点で一致していた。

今後は、医療現場においてガイドラインを具体的に活用できるよう、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を支える裁判例・実務事例集（判例集）を整備し、法的論点や実践に関する知見を蓄積・共有していくことが求められる。

E．結論

本研究から、身寄りのない人や意思決定困難者への医療同意においては、医療同意権の帰属を巡る制度的整理のみでは十分に対応できず、本人意思の尊重を実現するためには、継続的対話、共同意思決定（SDM）、臨床倫理支援、多職種連携を基盤とした支援が必要であることが示された。また、意向表明文書は法的文書としてのみ捉えるのではなく、本人の価値観を共有し意思決定支援を促進する媒介として位置づける必要がある。さらに、医療現場における実践を支えるためには、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の活用に加え、裁判例や実務事例を整理した判例集・事例集を整備し、法的論点と支援実践の知見を蓄積・共有していくことが重要である。

F．健康危険情報

なし

G．研究発表

1．論文発表

山縣 然太朗・熊田 均・沢村 香苗・間中 勝則. 特集「身寄りのない人の医療、介護支援の現状と課題」－座談会－身寄りのない人のウェルビーイングを支えるために―意思決定と身元保証の課題. 公衆衛生 90(3), 230-238. 2026.

武藤 香織・村上 文子・木矢 幸孝. 身寄りのない人の医療の意思決定について―倫理的社会的観点から. 公衆衛生 90(3), 214-221. 2026.

橋本 有生. 身寄りのない人の入院および医療をめぐる法的課題―意思決定が困難な場合を中心として. 公衆衛生 90(3), 206-213. 2026.

熊田 均・宮田 千佳子. 身寄りのない人の医療、介護支援と成年後見制度―事例から考える身寄りのない人を支える成年後見制度の現状と課題. 公衆衛生 90(3),

192-198. 2026.

山﨑 さやか. 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」策定の経緯と概要. 公衆衛生 90(3), 199-205. 2026.

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
（予定を含む。）

なし

I. その他行政への寄与等

山縣然太朗. 法制審議会での研究成果の報告とヒアリング:令和 7 年 7 月 22 に開催の法務審議会民法（成年後見等関係）部会で参考人として、「医療同意の現状と課題」を発表し、ヒアリングを受けた。

山縣然太朗. 高齢者等終身サポート事業者に対する研修：全国高齢者等終身サポート協会の発足会（令和 7 年 11 月 26 日）に厚生労働省関係者等と出席して、医療機関との関わり方について研究成果を発表し、認定制度の際の医療との関わりのあり方を示した。それに先立っての令和 7 年 7 月 25 日に勉強会で、身寄りのない人の医療に関するガイドライン、事例集の説明により、その対応の重要性を示した。